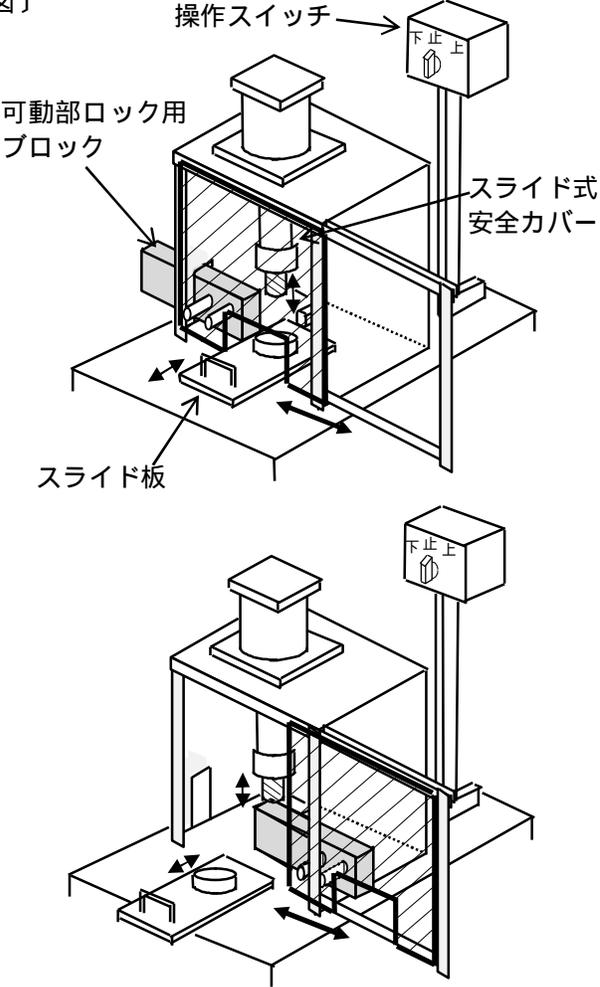


タイトル	簡易プレス機（その１５）	区分	- A -
		No.	1
<b>従来のシステム</b>			
<p>〔図〕</p>	<p>〔作動状況説明〕</p> <p>1. 定常運転</p> <p>スライド板の所定の位置に加工材料をセットする。</p> <p>スライド板を挿入する。所定の位置まで挿入されると位置決めリミットスイッチが作動し、運転が可能となる。</p> <p>スイッチを「下降」側にするとシリンダーに直結した可動部が下降してプレスが行われる。</p> <p>スイッチを「上昇」側にして可動部が上昇したことを確かめた後、スイッチを「止」にする。</p> <p>スライド板を引出し、加工材料を交換する。</p> <p>安全カバーの開口部は、加工材料を載せたスライド板がやっと通る程度の高さで、手を挿入することはできない（指を挿入することは出来るがこの場合でも可動部迄は届かない）。</p> <p>2. 非常作業</p> <p>プレス屑、ホコリ等によりスライドを正常の位置に挿入できなくなるので、定期的あるいは不定期に安全カバーを外して清掃する。</p>		
<p>〔危険要因、問題点〕</p> <p>1. 非常作業の清掃時、誰かがスイッチ操作をする</p> <p>と挟まれる。</p> <p>2. 定常運転において、位置決めリミットスイッチが屑などにより作動不良を起こしている時、スイッチを「下降」のままで安全カバーを外して清掃すると、位置決めリミットスイッチが不意に作動して可動部が下降し、挟まれる可能性がある。</p>	<p>〔事件事例〕</p> <p>清掃作業後安全カバーを取り付けずに運転していた。</p> <p>スイッチを「下降」側にしたが動かないので、手を入れて位置決めリミットスイッチの作動を確かめた時、リミットスイッチが作動して可動部が下降し、指を挟まれた。</p>		

タイトル	簡易プレス機（その１５）	区分	- A -
		No.	1
<b>「安全確認型」システム</b>			
<p>〔安全の保証条件、保証の仕方〕</p> <p>安全カバーを開いた時に可動部が動かないことを保証するため、安全カバーを開くと可動部がブロックで機械的に固定されて動かないようにする。</p>			
<p>〔方式・手段〕</p> <p>スライド式の安全カバーを少しでも開くとカバーに固定されたブロックが可動部の下に挿入され、可動部が下がるのをロックする。可動部が上端にない場合には可動部に邪魔されてブロックを挿入できないので安全カバーは開かない。</p>			
<p>〔図〕</p> 	<p>〔安全対策の説明〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 可動部が下がるのをロックするためのブロックをスライド式安全カバーに固定する。</li> <li>2. ブロックは可動部が上端の位置にある時に挿入でき、挿入時の可動部とブロックの隙間には指が入らないように（5 mm 以下）高さを決める。</li> <li>3. 手を挿入できるところまで安全カバーを開いた時には、既にブロックが可動部の下に挿入されているようにブロックの取り付け位置及び安全カバーの幅を設定する。</li> </ol>		
<p>〔残存リスク〕</p>			